



長津田総合法務事務所グループ

長津田ハッピー通信

!! 年末年始合併号!! (通算19号)

住所 〒226-0027 横浜市緑区長津田5-1-13
 電話 045-988-0157 FAX 045-988-0158

保険活用編
 0(▽)0
第三回生命保険③

「お金」に関する様々な情報を提供します!

ファイナンシャルプランナー中嶋の目⑦

さて、今回は平成27年1月1日「相続税法の改正」により基礎控除が60%まで引き下げになる事を記させていただきました。この基礎控除の引き下げにより、相続税の課税対象者が現在の4%台から6%台になると言われています。不動産評価が高い首都圏では8%台、東京23区では10%台になると予想されています。それでは、この60%になった基礎控除枠を増やす方法はあるのでしょうか? 答えは、「あります」という事になります。

相続対策に活用できる保険②

ヒントは、基礎控除の計算式
 $3,000万 + (600万 \times \text{法定相続人の数})$ にあります。そうです。「法定相続人の数」を増やすといいのです。

具体的には「養子縁組をする」という事になります。相続税の計算上は、実子がいない場合は2人まで、実子がいる場合は1人まで法定相続人の数として加算が出来ます。1人の場合は600万、2人の場合は1200万基礎控除を拡大する事が出来るのです。

この「養子縁組」は比較的簡易な書類手続きで行う事は可能です。ただ、相続対策として「誰を養子にするか」は重要な事ですし、養子になる事を依頼された人も簡単に「はい、養子になります。」と安易に同意する事は稀ではないでしょうか。

(次号へ続く...)

相続・遺言・住宅ローンのご相談は...



司法書士法人長津田総合法務事務所

専用ダイヤル0120-631-052

代表の高橋が11月20日大手保険代理店向け「相続セミナー」を開催しました!



さる11月20日、某保険会社主催にて、大手保険代理店の募集人の方を対象に、当グループ代表の高橋が「相続セミナー」を開催しました。セミナー終了後には、個別の質問や問い合わせを多く頂き、「相続」に対する関心の高さを感じました。

「次回開催」のご要望も頂きましたので、二回目のセミナー開催時も紙面にて報告させていただきます。



1月17日・18日相模原市民会館で無料相続相談会の開催が決定!!



相続税改正となる平成27年ですが、1回目の相談会を1月17日(土)・18日(日)に相模原市民会館にて開催します。詳細は事務所にお問い合わせ下さい。



1月28日みどりアートパークにてライフネット生命 出口会長兼CEO新春講演会を開催!!



来たる2015年1月28日(水)14:30よりみどりアートパークにおいて、各マスコミやメディアにもご出演されておられる「ライフネット生命保険(株)」の出口会長兼CEOをお招きして講演会を開催します。長津田事務所グループとしては著名人をお招きしての初の主催講演となります。「早く正しく決める技術」と題し、経営のヒントになるお話をさせて頂きます。ご興味のある方は事務所にお問い合わせ下さい。

編集後記



皆様のおかげで、無事一年を過ごす事ができました。このニュースレターも次号で通算20号となります。今年は例年以上に寒いので、体調管理を怠らず、暖かくして良い年末・年始をお過ごし下さい。(担当 IP 中嶋 康仁)